

トランプ大統領、新たな大統領令により 10 億ドル超の投資促進を迅速化 —新設の連邦機関は、大規模投資の加速と CHIPS 法に基づく監督体制の刷新を目指します。

エイミー・P・ゴーシュ、オースティン・チェジニ、デビッド・マッカー、クレイグ・J・サバースティーン、ステイブ・D・ライアン、レザ・ザーガミー

- 新たな大統領令により、「インベストメント・アクセラレーター」が創設され、10 億ドルを超える国内外の投資に対する連邦政府の投資拠点として機能します。
- 本イニシアティブは商務省が主導し、複数の連邦機関にまたがる体制のもと、規制手続を簡素化し、行政負担を軽減することを目的としています。
- インベストメント・アクセラレーターは CHIPS プログラムを引き継ぎ、既存の半導体インセンティブ契約の再交渉を目指す可能性があります。

世界的な競争の激化と産業政策をめぐる議論が続く中、2025 年 3 月 31 日、トランプ大統領は国内外の大規模投資を促進することを目的とした「米国インベストメント・アクセラレーターの設立 (Establishing the United States Investment Accelerator)」に関する[大統領令 14255 号](#)に署名しました。

本大統領令により、商務省内に新たなオフィスを設置し、10 億ドルを超える米国内の投資の迅速化および円滑化を担います。[ホワイトハウスのファクトシート](#)によれば、インベストメント・アクセラレーターの中核的な使命は、行政機関間の連携を強化し、関連法に基づいて規制上の障壁を低減し、投資プロセスを効率化するための手段を特定することにより、国内および海外からの投資を支援することです。

大統領令の概要

本大統領令は、商務長官に対し、財務長官および大統領経済政策補佐官と連携の上で、インベストメント・アクセラレーターを設立するよう指示しています。

インベストメント・アクセラレーターの主な責務は以下のとおりです：

- 投資家が米国の法および規制を理解し、対応できるように支援すること
- 法令を遵守しつつ、規制上の負担を軽減する方策を特定すること
- 大規模投資に関する許認可プロセスを加速すること
- 投資家のニーズや規制上の障害に対する連邦機関の間の対応を調整すること
- 適切な範囲で、連邦政府が管理するリソースへのアクセスを拡大すること

- 米国の国立研究所との連携を促進すること
- 州政府および地方自治体との協力を通じて、全体的な投資環境の改善を図ること

実務的には、本指示は、連邦政府内において、往々にして断片化した投資環境を切り抜けるための一元化された「ワンストップ・ショップ」を設置することを示唆しています。規制に関する助言、行政機関の間の調整、許認可支援を一元的に提供することにより、インベストメント・アクセラレーターは、大規模投資家にとっての意思決定の迅速化と手続上の摩擦の軽減を目指すものと考えられます。さらに、国立研究所との連携強化や連邦政府が管理するリソースへのアクセスをインベストメント・アクセラレーターの使命に含めている点は、技術移転の機会やインフラ・資金へのアクセスなど、追加的な価値の提供につながる可能性を示唆しています。

対象範囲および適格性

本大統領令は、インベストメント・アクセラレーターの対象範囲を広く定義しており、産業分野や出資元を問わず、10 億ドルを超える投資に適用されます。この高額な投資基準は、米国経済、雇用、または技術的優位性に大きな影響を与える可能性のある変革的なプロジェクトに対して、連邦政府が注目し、政府資源を重点的に投入する意図を示すものです。

国内投資家と外国投資家の双方が対象に含まれている点は、グローバル資本の誘致に注力する政権の姿勢を反映していますが、特に外国法人に関する適格性の詳細は今後明らかにされる見通しです。本大統領令自体はターゲットとする産業分野や投資家の除外基準を明示していませんが、今後の指針において、戦略的に重要とされる分野(例: 先端製造技術、エネルギー、バイオテクノロジー、防衛関連技術など)を優先する基準が導入される可能性があります。

また、本大統領令は、追加的な適格性フィルターの導入、たとえば懸念国に拠点を置く法人からの投資に対する制限など、トランプ政権の国家安全保障および経済競争力に関する政策との整合性を図る形での制限措置の可能性も残しています。

資本集約型の米国内プロジェクト(新規開発であれ既存施設の拡張であれ)を計画している企業は、本枠組の下で支援対象となるかを検討すべきです。特に、複雑な許認可、多法域にまたがる承認手続、または高度な規制対応を伴うプロジェクトは、インベストメント・アクセラレーターによる連邦手続きの一元的な対応により、最も恩恵を受ける可能性があります。

組織体制

本大統領令は、商務省に対し、30 日以内にインベストメント・アクセラレーターを設置するよう指示しており、数週間後にはさらなる実施の詳細が公表される見込みです。

大統領令によれば、インベストメント・アクセラレーターは、商務長官が任命するエグゼクティブ・ディレクターによって主導され、職員には、当該任務を遂行するために必要な法務、取引、業務の各分野の人材が含まれる予定です。

CHIPS プログラムの監督体制における役割

本大統領令は、CHIPS インセンティブ・プログラムを新設のインベストメント・アクセラレーターの所管下に置くものであり、既に CHIPS プログラムの対象となっている企業にとって重要な影響を及ぼす可能性があります。

CHIPS および科学法 (CHIPS and Science Act) は、2022 年にバイデン政権下で制定され、米国の半導体製造、研究、人材育成の強化を目的として 520 億ドル超が割り当てられました。このうち 390 億ドルは、半導体製造施設の建設または拡張を行う企業に対するインセンティブ資金プログラムに充てられ、バイデン政権末期までに、約 300 億ドルが民間企業への最終的な助成金として交付されたと報告されています。

今回の新たな大統領令により、CHIPS プログラム・オフィスはインベストメント・アクセラレーターの管轄下に置かれ、商務長官に対して、前政権下で締結された契約を再交渉し、米国の納税者にとって「より有利な条件」を実現するよう指示しています。この指示の具体的範囲は明確ではありませんが、助成対象企業に対して、より厳格な契約条件を課す方向への転換を示唆している可能性があり、これには、より強化されたコンプライアンス義務、クローバック条項の拡充、または国内雇用創出に関するより厳しい保証などが含まれる可能性があります。既に CHIPS 契約を締結している企業や今後申請を予定している企業は、資金の適格性や助成条件に影響を与える可能性のある改訂または新たな指針に十分注意を払う必要があります。

投資家および企業への影響

本大統領令は、新たな資金供給プログラムや税制上の優遇措置を創設するものではありませんが、大規模な資本投入を容易にするという連邦政府の計画的な転換を明確に示しています。本制度の適用対象となる投資家にとって、インベストメント・アクセラレーターは以下のような具体的な利点をもたらすことが期待されます：

- 連邦政府内における一元的な窓口の提供
- 連邦レベルの許認可手続および規制対応に関する支援
- 関係機関の専門知識および公共部門のリソースへのアクセスの調整
- 州および地方政府との連絡体制の効率化

この初期段階においては、インベストメント・アクセラレーターの最終的な成果は、今後数か月にわたる制度運用次第となります。インベストメント・アクセラレーターは有望な枠組みを提供するものの、過去に実施された FAST-41¹や他の省庁間タスクフォースなど、許認可の調整や規制の簡素化を目的とした類似の取り組みは、成果にばらつきがありました。真価が問われるのは、これからの実施段階です。インベストメント・アクセラレーターが大規模投資に影響を与える多様な規制に対して、実質的な権限、人員体制、そして政治的支援を備えているかどうかにあります。大規模プロジェクトにおいては、連邦・州・地方の各法域にまたがる調整が大きな課題であるというのが現状です。

同時進行で、連邦議会においては、環境およびインフラ関連の許認可制度全般の改革に向けた、より広範な立法措置も検討されています。行政権限によって一部の連邦手続を簡素化することは可能である一方で、最も時間を要する許認可要件の多くは、国家環境政策法 (NEPA) や水質浄化法 (CWA) といった法令上の義務に基づいており、これらを改正するには議会の立法措置が必要です。このため、トランプ政権が NEPA プロセスの簡素化を進めることが予想されるものの、並行して立法による改革があればインベストメント・アクセラレーターは実質的な効果をもたらす可能性がありますが、立法改革がなければ、その効果は限定的となり包括的なも

¹ オバマ政権下の 2015 年に制定された陸上交通授権法 (Fixing America's Surface Transportation Act, 通称 FAST-41) は、対象となるインフラプロジェクトに対する連邦政府の環境審査および認可プロセスの迅速化、予見可能性の向上、透明性の確保を目的としています。

のとはならない可能性もあります。これらの取組がどのように連動するかは現時点では不透明であり、企業としては今後の動向を注視する必要があります。

商務省が 30 日以内にインベストメント・アクセラレーターを立ち上げることが予定されている中、企業が現時点で取るべき準備としては、以下のような対応が考えられます：

- 現在または将来の米国への投資計画について、10 億ドルの投資基準を超えており、連邦政府の関与により恩恵を受ける可能性があるかを評価すること
- インベストメント・アクセラレーターのリーダーシップ体制および組織構成に関する商務省からの発表を継続的に注視すること
- 規制対応のスケジュールや許認可手続における障害など、関係資料を取りまとめ、当局との対話に備えること
- 該当する場合には、既存の CHIPS 契約について、新たな枠組の下での再交渉の可能性を見据えて再評価すること
- インベストメント・アクセラレーターに対応する組織内の連絡窓口を指定し、運用開始に備えること

本大統領令は、米国インベストメント・アクセラレーターを設立し、10 億ドル超の投資を米国に呼び込むことを目的とした手続的改革を意味します。連邦政府は、関係機関間の連携強化、許認可手続の迅速化、および規制プロセスの簡素化を通じて、民間資本の米国経済への流入を強力に加速させることを目指しています。

商務省内の新設オフィスと早期に積極的に関与することは、特に連邦および州レベルで複雑な規制環境を乗り越えようとするプロジェクトにとって、戦略的な優位性をもたらす可能性があります。当事務所のベンチャーキャピタル、国際通商、政府関係・政策チームは、適格性の評価、関与に向けた準備、ならびに本新制度を最大限に活用するためのプロジェクトの位置付けについて、企業を支援する体制を整えております。

本稿の原文(英文)につきましては、[Trump Launches \\$1 Billion Plus Investment Fast Track with New Executive Order](#) をご参照ください。

本稿の内容に関する連絡先

Aimee P. Ghosh

aimee.ghosh@pillsburylaw.com

Austin Chegini

austin.chegini@pillsburylaw.com

David McCullough

david.mccullough@pillsburylaw.com

Craig J. Saperstein

craig.saperstein@pillsburylaw.com

Steve D. Ryan

steve.ryan@pillsburylaw.com

Reza Zarghamee

reza.zarghamee@pillsburylaw.com

奈良房永（日本語版監修）

fusae.nara@pillsburylaw.com

東京オフィス連絡先

サイモン・バレット

simon.barrett@pillsburylaw.com

松下 オリビア（日本語対応可）

olivia.matsushita@pillsburylaw.com

ニューヨークオフィス連絡先

秋山 真也

shinya.akiyama@pillsburylaw.com

Legal Wire 配信に関するお問い合わせ

田中里美

satomi.tanaka@pillsburylaw.com

This publication is issued periodically to keep Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP clients and other interested parties informed of current legal developments that may affect or otherwise be of interest to them. The comments contained herein do not constitute legal opinion and should not be regarded as a substitute for legal advice.

© 2025 Pillsbury Winthrop Shaw Pittman LLP. All Rights Reserved.